

## 誠信高等学校 いじめ防止基本方針

### 1. いじめ基本方針の策定

誠信高等学校は建学の精神「人こそすべて」～世の中で一番尊いものは人であり、その魂である～を掲げ、日常的に人の尊厳や人に接する時の優しさ、思いやりを育成することを教育目標としている。在籍するすべての生徒が安心、安全に学校生活に集中できるよう、一人ひとりが思いやりの心を大切に、育み、いじめのない学校作りを目指す。

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの防止、発見、対応についての基本的な考え方、対応について定めるとともに、実施すべき施策を以下に定める。

### 2. いじめの定義

いじめとは本校生徒に対して、当該生徒以外の本校の生徒等、当該生徒と一定の人的関係にある生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（ネットを通じて行われるメールや LINE・SNS などを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・無視、仲間はずれなど個人または集団による圧力をかける行為。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をねだられる、たかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

### 3. いじめ防止等のための基本理念

次の基本認識をすべての教職員が共有し、教育活動にあたらなければならない。

- ・いじめはどの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こり得るものである。
- ・いじめは人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ・いじめられる生徒の立場を第一に考え、守らなければいけない。
- ・いじめられる側にそれが許容される問題はない。
- ・いじめは学校、家庭、地域が連携し一体となって取り組まなければいけない。

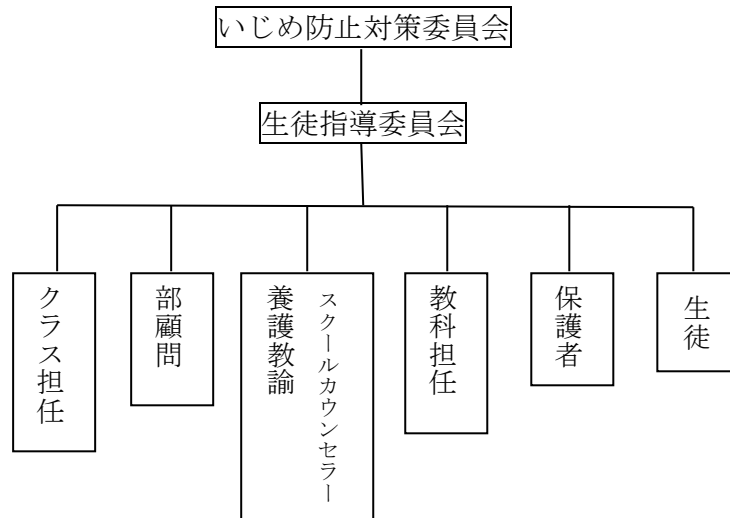
#### 4. いじめ防止等のための組織

いじめ防止のための施策やいじめ発見時の対応、指導について以下の委員会を設置する。

「いじめ防止対策委員会」

「生徒指導委員会」 ※必要に応じて当該部活動顧問、相談部を含む。

問題に応じて委員会を開催し、いじめの未然防止、早期発見、指導、支援等にあたる。



#### 5. いじめへの対応

- いじめを発見したら、当該学年主任・生徒指導部主任へ即時連絡をする。生徒指導部主任は管理職へ連絡をする。
- 学年主任、担当教員を中心に被害生徒への面談を行い、事実確認を行う。
- 加害生徒が複数の場合は、一斉に事情確認を行う。
- 加害、被害双方の事情確認から真実を明らかにし、両者の保護者へ連絡をする。
- 確認された事実をもとに「生徒指導委員会」「いじめ防止委員会」を開催し、加害生徒への指導内容、被害生徒への指導、支援方法を決定する。
- 加害生徒へは事実確認のみで終わらず、反省を促し、二度といじめには関わらないよう指導する。
- 被害生徒へは今後の学校生活への支援を行う。面談や声かけを行うなど注意して当該生徒、当該生徒の周囲などをしっかりと観察する。
- 問題解決後、関わった生徒同士全員が正常な関係を築けるよう指導、支援を継続的に行う。

## 6. いじめの防止・早期発見

(1) 「いじめられている生徒が被害を自分から申し出ることには少ない」という認識で、生徒をよく観察し、小さなサインを見逃さないようにしなければならない。小さなサインとしては以下のことが考えられる。

- ・遅刻、欠席が増える。理由が明確ではない。
- ・うつむいていることが多い。
- ・周囲の目を気にしたり、落ち着きがなくなったりする。
- ・保健室、相談室の利用が増える。
- ・授業中に指名されるとクラスがざわつく。
- ・休み時間に一人でいたり、用のない場所にいたりすることが多い。
- ・持ち物がなくなったり、いたずらされたりする。等

また、生徒一人ひとりへの声かけや、クラスの間関係の変化にも目を向け、生徒から教師へ相談しやすい雰囲気を作るよう努めなくてはならない。

(2) すべての教育活動を通して、いじめを許さない心を育て、いじめの防止・早期発見に努めなければいけない。具体的な取り組みとして以下のようなものが挙げられる。

- ・授業規律の徹底と規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・ホームルーム活動における、思いやりある人間関係づくりの活動
- ・担任等による個人面談
- ・相談室(スクールカウンセラー)の設置
- ・学年集会や学年通信による啓発指導
- ・日常の教育活動(授業、特別活動、部活動等)を通じた心の育成
- ・休み時間等授業時間外の校内巡回による生徒観察
- ・保護者・地域との連携による状況把握・情報共有 等

(3) 教師だけではなく、学校全体にいじめを許さない意識を浸透させ、当該生徒以外の生徒からもいじめの相談、報告等がしやすい雰囲気づくりを心がける。また、報告(チクル)という行為は生徒間の裏切り行為ではなく、被害生徒を守る行為であり、加害生徒の心を育てることにつながる行為であるということを定着させる。

### (4) 指導計画

年間を通じて各学校行事、学年行事を中心に日頃から、生徒の規範意識、帰属意識を高め、人を思いやる心を育て、いじめの防止・早期発見に努める。

## 7. 重大事態への対応

「いじめ防止対策委員会」を開き、速やかに事実確認を明確にするための調査を行い、対応、対策、再発防止について審議する。事案によっては警察へ連絡(通報・相談)をし、連携しながら対応する。警察へ連絡する場合は被害生徒、保護者の意向の確認をする。

重大事態とは

- ・生徒の生命、心身に重大な被害が生じた場合
- ・高額な金品を奪い取られた場合
- ・いじめにより当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合 等